監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年3月22日

木津川市監査委員 西井 正 木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。 なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和4年2月22日(火) 午前11時00分から
- 2 監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織 会計課

- (1) 歳計現金、歳入歳出外現金の管理と基金の運用について
- (2) 不適正伝票実態調査について
- (3) 公金の授受に関するマニュアル等の見直し状況について

上下水道部 水道業務課

- (1) 答申を受けた水道料金及び公共下水道使用料の対応について
- (2) 税外債権に係る滞納対策状況について

上下水道部 水道工務課

- (1) 老朽化の進んだ水道管(石綿管含む)の更新、整備状況について
- (2) 令和3年度工事請負等の発注状況について
- (3) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

上下水道部 下水道課

- (1) 答申を受けた水道料金及び公共下水道使用料の対応について
- (2) 税外債権に係る滞納対策状況について

- (3) 令和3年度工事請負等の発注状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次のとおり意見を述べる。 また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

【会計課】

基金運用については、安全性の確保を最優先し、有利な運用方法を研究されたい。

不適正な支出命令書の削減に向けた原因の分析を行い、誤りが発生しないよう、引き続き取り組んでいただきたい。また、請求者への支払いに遅れが生じると、市の信頼を損ねる事態になることから、遅延することがないよう担当課に指導されたい。

窓口での公金の授受について、業務手順どおり取り扱うとともに、再度、 確認して事務を進めていただきたい。

【水道業務課】

水道事業開発分担金に係る消費税の扱いについては、令和4年から処理 方法を変更するとのことであるが、再度、税務署と協議・調整を行ってい ただきたい。

債権放棄については、単に時効到来による不能欠損を行うことなく、不 能欠損しなければならない理由を適正に整理したうえで、実施することを 再度お願いする。

【水道工務課】

工事に関しては、仕様内容に基づいて適正に行われているか確認されたい。また、工事の完成時期が重なると、検査も集中することから、発注を 平準化し、工期内に余裕をもって検査を実施されたい。

【下水道課】

下水道使用料について、なぜ、料金を改定(値上げ)する必要があるのか、市民に理解されるよう周知されたい。また、引き続き、経費削減に努めるとともに、料金収入による経営によって独立採算が見込めるようにされたい。

使用料の徴収について、納付されている方との間に不公平感が生じないよう、未納者には厳しい対応をお願いしたい。